

大船渡市立小・中学校適正規模等基本方針

大船渡市教育委員会

・・・ 目次 ・・・

I	大船渡市立小・中学校適正規模等基本方針の策定にあたって	1
1	趣旨	
2	大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会の提言	
II	現状と推移見込み	2
1	児童・生徒数の推移	
2	今後の見通し	
3	学校規模・配置の現状	
4	今後の学校規模(児童生徒数及び学級数)の推移予測	
III	小中学校適正規模の考え方	6
1	適正規模の考え方	
2	教育の質的向上	
IV	小中学校適正配置の考え方	7
1	通学区域と通学距離の考え方	
2	地域における学校の位置付け	
V	大船渡市立小・中学校適正規模等基本方針	8
1	学校規模の基本方針	
2	学校配置の基本方針	
	《資料：大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会》	10
	・設置要綱	
	・検討委員会委員	
	・審議経過	
	・小・中学校適正規模・適正配置基本方針提言	

I 大船渡市立小・中学校適正規模等基本方針の策定にあたって

1 趣旨

義務教育段階で児童生徒が学校において学ぶことは、単に知識の習得や技能の向上にとどまるものではなく、集団の中で多様な考えに触れることや、互いに認め合うこと、協力し合うことなど、他と切磋琢磨することで自己の資質や能力の向上に資することになる。その意味では、当該集団(学校規模)はある程度の人数を確保することが必要であると考えられている。

このような中、全国的な少子化の進行や地方の人口減少など、現代を取り巻く社会情勢の変化は急速な勢いで進展しており、当市においても平成 27 年度の児童生徒の数は 2,543 人で、昭和 37 年度のピーク時(10,577 人)に比べて約 24%、平成 13 年度の大船渡市・三陸町の合併時点(4,243 人)と比べても約 60%まで減少している。その結果、学級数が減少し、集団生活を通じて社会性を育む環境の変化など、学校教育では極めて重大な影響が生じている。

児童生徒数の少ない小規模校では、一人ひとりに対応した丁寧な指導や、全校での行事への取組による連帯感の醸成などのメリットがある。反面、入学から卒業まで同じ人間関係が続くことになり、ともすれば互いの評価の固定化や順番付けがなされることが懸念される。また、問題が発生した際の解決手段の難しさや、同年代の多様な意見に触れる機会の減少など、学校での指導等にも大きな影響を与える結果にもつながる。

当市では、教育振興の基本方針として「豊かな心を育む人づくりの推進」を掲げており、小・中学校における教育では「たくましい子ども」の育成を目指している。将来の大船渡市を担う児童生徒の生きる力を育み、個人の限りない可能性を成長させるこの時期に、最適な学校教育の環境を整えることは、最も重要な教育行政の一つであることから、小・中学校の適正規模・適正配置について中長期的な視野に立った検討を図り、その基本的な方針を策定することとしたものである。

2 大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会の提言

小・中学校の適正規模等の検討に当たっては、市内各種団体や学識経験者、学校関係者等で構成する「大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会」(以下「検討委員会」と言う。)を設置して、適正規模・適正配置の基本的な考え方等についての提言を受け、基本方針に反映させることとした。

検討委員会は平成 26 年度に設置し、児童生徒数が減少する中での国における学校規模適正化の背景や考え方を踏まえ、現在の社会情勢や地域における学校の位置づけを考察し、学校視察や学校長意見の聴取等を繰り返し、慎重な審議を行って基本方針に係る提言をこの程提示したところである。

II 現状と推移見込み

1 児童・生徒数の推移

児童生徒数の推移は次のとおりで、減少が進んでいる。

	平成13年度	平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児童	2,810	2,610	2,386	2,044	1,922	1,788	1,739	1,649	1,621
生徒	1,433	1,415	1,326	1,230	1,181	1,120	1,075	1,029	950
合計	4,243	4,025	3,712	3,274	3,103	2,908	2,814	2,678	2,571
増減	-	△ 218	△ 313	△ 438	△ 171	△ 195	△ 94	△ 136	△ 107

※各年度5月1日現在。出典：学校基本調査

※増減は前年数値（平成16年度、平成19年度、平成22年度は3年前数値）との差。減の場合は△で表示

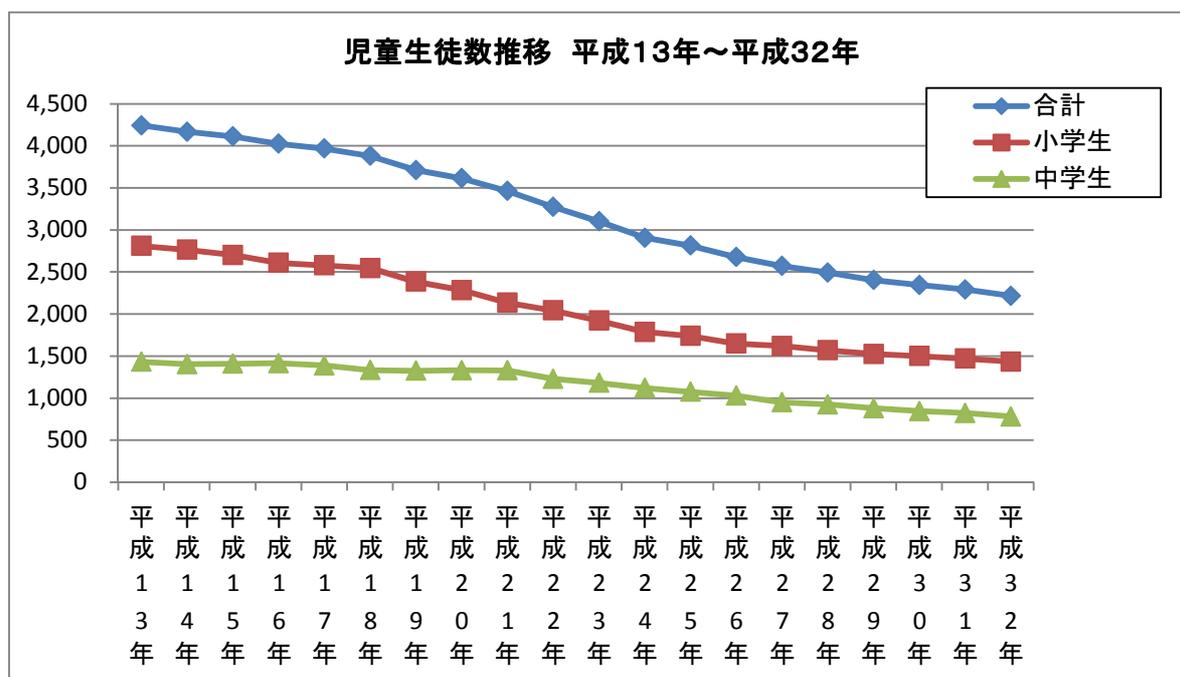
2 今後の見通し

平成27年度以降の児童生徒数の見通しは次のとおりで、今後も減少傾向は継続すると見られる。これは当市の人口減少とあいまって全地域で見られる傾向であり、各地域で一定程度の人口規模になるまで継続する可能性があると推測される。

なお、今後人口問題に取り組む市の政策等によっては、回復若しくは鈍化することも予想されるが、児童生徒の年代の回復は、保護者世代の回復後に生じることであるため、直ちに効果が期待できるものではないと考えられる。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童	1,621	1,569	1,525	1,501	1,470	1,434
生徒	950	925	880	845	822	782
合計	2,571	2,494	2,405	2,346	2,292	2,216
増減	-	△ 77	△ 89	△ 59	△ 54	△ 76

※平成27年度学校教育課推計数値



3 学校規模・配置の現状

(1) 学校規模の基準

学校規模は、各学年の人数及び学級数で決定され、学級数に応じて教職員の配置人数が決められている。

1学級あたりの児童生徒数の基準は、次のとおり。

① 単式学級

同年代の児童生徒で編制する1学級あたりの人数	小学校		中学校	
	1、2年生	各学年 35人	1年生	35人
	3、4年生	各学年 40人	2、3年生	各学年 40人
5、6年生	各学年 40人			

※3、4年生は学校判断で35人学級とすることもできる。但し教職員の追加配置はしない。

※特別支援学級は、8人まで1学級。

② 複式学級

引き続き2の学年で編制する場合の1学級あたりの人数	小学校		中学校	
	1年生を含む場合	8人	全学年	8人
	2～6年生	16人		

(2) 平成27年度学校規模（児童生徒数、学級数）

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
盛小	児童数	29	24	28	20	22	22	145
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
大船渡小	児童数	23	25	32	25	27	43	175
	学級数	1	1	1	1	1	2	7
末崎小	児童数	20	24	22	23	33	31	153
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
赤崎小	児童数	13	11	14	5	15	18	76
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
蛸ノ浦小	児童数	7	5	6	12	9	8	47
	学級数	1	1	1	1	1	1	4
猪川小	児童数	49	50	49	62	52	51	313
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
立根小	児童数	40	20	27	36	42	44	209
	学級数	2	1	1	2	2	2	10
日頃市小	児童数	10	13	9	13	13	9	67
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
大船渡北小	児童数	21	34	44	26	21	21	167
	学級数	1	2	2	1	1	1	8
綾里小	児童数	19	15	17	13	25	20	109
	学級数	1	1	1	1	1	1	6

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
越喜来小	児童数	15	16	12	18	13	18	92
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
吉浜小	児童数	8	13	12	7	18	10	68
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
小学校計	児童数	254	250	272	260	290	295	1,621
	学級数	14	13	14	14	13	15	83
第一中	生徒数	111	126	118	/			355
	学級数	4	4	4				12
大船渡中	生徒数	70	85	73				228
	学級数	2	3	3				8
末崎中	生徒数	34	25	30				89
	学級数	1	1	1				3
赤崎中	生徒数	21	31	41				93
	学級数	1	1	2				4
日頃市中	生徒数	9	16	12				37
	学級数	1	1	1				3
綾里中	生徒数	22	20	19				61
	学級数	1	1	1				3
越喜来中	生徒数	18	22	17				57
	学級数	1	1	1				3
吉浜中	生徒数	10	10	10				30
	学級数	1	1	1				3
中学校計	生徒数	295	335	320				950
	学級数	12	13	14				39

※出典：平成 27 年度学校基本調査

※蛸ノ浦小学校の学級数のうち複式学級となる 2・3 年は 3 年に、5・6 年は 6 年に含めて集計。

なお、5・6 年生の 17 人には、特別支援学級の生徒が 2 人含まれているため、普通学級の編制では 15 人となることから複式学級の措置となっている。

※蛸ノ浦小学校は、現在は赤崎小学校が震災により同校舎を使用しているため、特例により赤崎小学校の同学年と合わせて 1 学級を編制し、複式学級の措置は取っていない。

(3) 学校配置の状況 (学区単位)

	小学校	中学校
盛 町	1	1
猪 川 町	1	
立 根 町	1	
大 船 渡 町	2	1
末 崎 町	1	1
赤 崎 町	2	1
日 頃 市 町	1	1
三 陸 町 綾 里	1	1

三陸町越喜来	1	1
三陸町吉浜	1	1

4 今後の学校規模（児童生徒数及び学級数）の推移予測

平成 27 年度以降の児童生徒数の推移と学級数の推移予測は、次の表のとおりである。

学校の配置が現在のまま推移した場合、平成 33 年度には、小学校では学級編制ができる学校は 1 校のみとなり、9 校が 1 学年 1 学級で、2 校で複式学級が設置されることとなる。

また中学校では、6 校で 1 学年 1 学級となるため、教科によっては常勤教員の配置ができなくなり、免許外申請の許可による、専門ではない教員が増加することが予想される。併せて部活動が自校のみでは成り立たなくなる学校が増加し、大会等へは合同チームによる参加が増えることも予想される。

(1) 学校規模推移予測

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
盛小	児童数	145	137	134	128	131	134	125
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
大船渡小	児童数	175	157	158	145	131	124	127
	学級数	7	6	6	6	6	6	6
末崎小	児童数	153	147	131	136	131	124	132
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
赤崎小	児童数	76	70	71	77	76	73	65
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
蛸ノ浦小	児童数	47	44	43	36	39	41	44
	学級数	4	5	4	4	4	4	4
猪川小	児童数	313	318	318	310	311	305	324
	学級数	12	12	12	12	12	12	12
立根小	児童数	209	194	173	171	170	174	157
	学級数	10	8	7	7	6	6	6
日頃市小	児童数	67	70	69	66	66	61	57
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
大船渡北小	児童数	167	177	186	192	178	166	171
	学級数	8	7	7	7	6	6	6
綾里小	児童数	109	102	94	99	93	90	90
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
越喜来小	児童数	92	88	89	87	91	95	87
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
吉浜小	児童数	68	65	59	54	53	47	44
	学級数	6	6	5	5	4	4	5
小学校計	児童数	1,621	1,569	1,525	1,501	1,470	1,434	1,423
	学級数	83	80	77	77	74	74	75
第一中	生徒数	355	354	344	351	338	316	316
	学級数	12	11	10	10	9	9	10

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
大船渡中	生徒数	228	219	182	163	175	186	179
	学級数	8	7	6	6	6	7	6
末崎中	生徒数	89	90	98	87	78	69	66
	学級数	3	3	3	3	3	3	3
赤崎中	生徒数	93	78	71	67	61	53	56
	学級数	4	4	3	3	3	3	3
日頃市中	生徒数	37	34	31	35	35	35	32
	学級数	3	3	3	3	3	3	3
綾里中	生徒数	61	62	67	58	55	45	51
	学級数	3	3	3	3	3	3	3
越喜来中	生徒数	57	58	49	49	43	46	43
	学級数	3	3	3	3	3	3	3
吉浜中	生徒数	30	30	38	35	37	32	33
	学級数	3	3	3	3	3	3	3
中学校計	生徒数	950	925	880	845	822	782	776
	学級数	39	37	34	34	33	34	34

※平成 27 年度学校教育課推計数値（平成 27 年度時点での未就学時人口から推計）

Ⅲ 小・中学校適正規模の考え方

1 適正規模の考え方

国における学校規模の考え方は、小・中学校ともおおむね 12 学級から 18 学級程度が標準とされている。これは、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、問題解決能力等を身につけさせることが重要であるとの観点から、一定規模の集団の確保が望ましいとの考えから設定されているものである。

当市においては、現状で標準に該当する学校は 2 校のみで、多くは各学年 1 学級となり、いわゆる小規模校となっている。

検討委員会からは、小学校と中学校では成長の過程や授業形態が大きく異なること等から、規模等については小学校と中学校で考え方を別にして取り扱うべきであることが意見として出されている。

このようなことを踏まえ、学校の適正な規模を考えるうえで、当市では次の内容を基本とすることとした。

- (1) 成長期である小・中学校の児童生徒の時期は、ある程度の集団の中で切磋琢磨することで社会性や連帯意識が育まれ、ひいては個々の能力の向上に寄与し、健やかな人間形成に資するものと考えられる。したがって、学校規模については一定程度の集団を確保できる規模とし、学級編制ができる体制となることが望ましい。
- (2) 小学生の年代は、思考能力や社会への順応性が未発達の時期である。したがって、地域での見守りや活動が必要であり、地域に根ざした生活環境の中に学校があることが望ましい。

(3) 中学生の年代では、自我の形成が固まりつつあるとともに、対人関係の広がりや社会性の醸成など多様な生活が求められる。また、自主性に基づく本格的な集団活動への適応や部活動への取組など、社会や同級生、同年代との関わり方が重要な要素を占める時期となる。したがって、一定規模のまとまった集団での生活となることが望ましい。

2 教育の質的向上

複式学級では、異年齢集団の中での学び合いや自学自習の力が育つ一方で、直接指導と間接指導(自主学习)の組み合わせなど一定の制約が生じ、教師から授業を受ける実質指導時間が減少することになる。こうした事態を踏まえると教育の質的向上の観点からは複式学級となることは避けるべき事象であるが、地理的要因等からやむを得ない場合もあるところである。

検討委員会からは、教育の質的向上の観点から複式学級の措置解消とともに、強い連帯意識・協働精神・地域との一体化等、小規模校のメリットを最大限に生かす学校運営・授業の工夫が必要であると提言されている。特に、中学校段階では、教員の配置減少と免許外申請による許可を受けた専門外の教科担任が増えることへの懸念、部活動の選択の制限など小規模校でのデメリットが多くなる傾向であることから、一定程度の集団が必要であると提言されている。

このようなことから、教育の質的向上の観点からの学校規模の考え方は、次の内容を基本とする。

- (1) 教育の質的向上の観点から、可能な限り複式学級の解消を検討する。
- (2) 小規模校であっても、授業をはじめとして児童生徒への対応が丁寧にできることなどを前向きに捉え、創意工夫と積極的な取組、地域と一体となった学校運営等を目指すものとする。
- (3) 中学校においては、ある程度の集団が形成されるよう取り組み、授業のみならず特別活動や部活動など、教育全般での質的向上が図られるように検討する。

IV 小・中学校適正配置の考え方

1 通学区域と通学距離の考え方

学校規模の適正化により小・中学校の統廃合が行われ学校の配置を見直すこととなる場合は、通学区域(学区)の変更が生じることは避けられない。統合によって既存の学区の拡大が生じることになる。

また通学距離が遠距離となることが予想される。そのため、通学のための交通手段や通学時間等について考慮することも必要となる。

検討委員会からは、遠距離通学となる場合には通学時間や地理的要因も考慮して、通学手段を検討する必要があるとの提言を受けている。

このようなことから、小・中学校の規模適正化を図る際は、通学区域等を次のとおり検討する。

- (1) 通学距離について、小学校で4 km以上、中学校で6 km以上を遠距離通学と定め、通学手段についても検討する。
- (2) 遠距離通学となる場合の交通手段として、公共交通機関の運行状況を見極めるとともに、低学年に配慮し、スクールバスの運行等を検討する。

2 地域における学校の位置付け

小・中学校は、地域においてはコミュニティの中心としての役割を担うとともに、子どもたちの声が聞こえることで地域の活力を生み出す存在となっている。また、児童生徒にとっても地域からの見守りは、郷土を愛する心の醸成と社会性の向上のために重要な学びの機会であることなどから、配置の見直しに当たっては地域の十分な理解が必要となるものである。

検討委員会からは、地域での学校の役割・位置づけを十分認識し、統廃合にあたっては保護者のみならず地域住民の十分な理解が必要であること、地域の特性を生かした学校運営がなされるよう努めることなどの意見が出された。また、少子化の中、学校教育の場において地域を愛する心や、地域を担い支えていく心を育むよう、学校・保護者・地域が一体となった学校運営が必要となっているとの提言もされている。

このようなことから、学校の適正規模を図るうえで統廃合の措置がなされる場合、地域との連携等について、次のとおり検討する必要がある。

- (1) 学校規模適正化により学校統合を検討する場合は、地域住民の十分な理解を得ながら進めることとする。
- (2) 学校は地域のコミュニティを担う重要な施設であるとともに、地域に支えられ地域の協力の元に成り立っている面があることを十分認識し、統合等の措置が取られた場合であっても、地域の特性を生かした新しい形での学校運営を工夫することとする。

V 大船渡市立小・中学校適正規模等基本方針

市では、これからの児童生徒数の推移と検討委員会の提言を踏まえ、小・中学校適正規模・適正配置の基本方針を次のとおりとする。

1 学校規模の基本方針

- (1) 国における標準的な学校規模は、小・中学校とも 12 学級から 18 学級であるが、当市では児童生徒の減少から現時点で全校においてこれを確保することは困難であると認められる。そのため、11 学級以下の小規模校であっても、地理的要因等を考慮して存続させることはやむを得ないものと位置づける。
- (2) 小学校の学校規模は、原則として各学年 1 学級以上とし、複式学級の措置は可能な限り行わないよう努める。ただし、やむを得ず複式学級の措置が取られ、以降も継続となる見込みの場合は、近隣の学校との統合を検討する。
- (3) 複式学級の措置がとられていない場合においても、一定程度の集団を形成することで教育環境に良い影響が与えられ、保護者や地域の理解が得られると判断される場合には、積極的な学校統合を推進する。
- (4) 中学校の学校規模は、社会生活への順応性の向上や多様な人間関係の構築機会の確保、一定程度の人数確保が求められる部活動の充実、各教科の専門性に係る教職員の確保等、ある程度の人数がまとまることで充実される教育環境が求められる。そのため、原則として各学年 2 学級以上とし、学級編制が可能な体制を整えるよう努める。

- (5) 小・中学校とも適正規模確保のため統合を検討する際は、保護者や地域住民への説明を丁寧に行い、理解を得るよう努める。なお、複式学級の措置など児童生徒が極端に少なくなる場合には、児童生徒にとって最良の教育環境が整えられるよう努める。

2 学校配置の基本方針

- (1) 小学校は、地域でのコミュニティの場としての位置づけを重視し、小規模校であっても存続に努めるものとする。ただし、複式学級が継続する可能性が高い学校においては、統合に向けた検討を行うこととする。
- (2) 中学校は、一定程度の人数の集約が重要であることから、学校規模の基本方針に沿って設定された学校を当該地域内の児童生徒分布や通学手段等を考慮して配置を検討する。
- (3) 小学校は4 km 以上、中学校は6 km 以上を遠距離通学区域とし、スクールバスの運行等を含めた通学に係る交通手段の確保や、通学に要する費用等の支援を行う。
- (4) 遠距離通学とならない場合においても、学校統合等により通学の状況が著しく変わった地域は、公共交通機関の運行状況を見極めた上で、必要に応じて通学手段の検討を行うものとする。

大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会設置要綱

(平成 26 年 10 月 6 日)

(設置)

第 1 条 大船渡市立小・中学校（以下「学校」という。）における今後の学校生活、学校運営等に関する諸問題を調査し、学校の適正規模等について検討するため、大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、大船渡市教育委員会教育長の依頼を受け、学校規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方と、適正化に向けた具体的な方策について検討し、提言する。

(委員)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する委員 2 2 人以上をもって構成する。

- (1) 団体代表 10 人以内
- (2) 保護者代表 4 人以内
- (3) 学校関係者代表 3 人以内
- (4) 学識経験者 5 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の委嘱又は任命を受けた年度限りとする。ただし、前条（1）、（2）及び（3）の委員については、後任者が決まるまでの間を任期とする。

(組織)

- 第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
 - 3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(小委員会)

- 第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会は、委員長が指名する委員で組織する。

(意見の聴取)

第 8 条 委員会及び小委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意

見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(実施の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月6日から実施する。

平成26年度 大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会委員名簿

委員区分	氏名	任期	所属及び役職等	備考
団体代表	佐藤 丈夫	平成26年10月27日 ～ 平成27年2月9日	大船渡市市民運動推進協議会 会長	逝去により解嘱
	藤原 重信	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡市地区公民館連絡協議会 副会長	
	新沼 眞作	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会 副会長	
	新沼 邦夫	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡商工会議所 事務局長	副委員長
	今野 義也	平成26年10月27日 ～ 平成27年1月27日	一般社団法人大船渡青年会議所 理事長	
	三浦 英和	平成27年1月28日 ～ 平成27年3月31日	一般社団法人大船渡青年会議所 理事長	理事長交代による委嘱
	谷山 誠志	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡市スポーツ少年団本部 本部長	
	大和田 恵美子	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡市地域婦人団体連絡協議会 副会長	
	金野 うき子	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡保育会会長 明和保育園 園長	
	菅原 優子	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	学校法人東北カトリック学園海の星幼稚園 園長	
	金 桂	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	気仙地区学童保育連絡協議会 放課後児童クラブさくらっこ 会長	
保護者代表	金子 正勝	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡市PTA連合会 会長 大船渡北小学校 PTA会長	
	川畑 純	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡市PTA連合会 副会長 猪川小学校 PTA会長	
	東 陽祐	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡市PTA連合会 副会長 蛸ノ浦小学校 PTA会長	
	菊地 耕悦	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡市PTA連合会 副会長 吉浜中学校 PTA会長	
学校関係者	金野 健	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡市小中学校長会 会長 日頃市中学校 校長	
	鈴木 一司	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡市小中学校長会 副会長 大船渡小学校 校長	
	吉田 雄幸	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	大船渡市小中学校長会 副会長 綾里中学校 校長	
学識経験者	今野 龍雄	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	元教員	委員長
	泉田 和男	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	元教員	
	菊池 優	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	岩手県立大船渡高等学校 校長	
	小西 太	平成26年10月27日 ～ 平成27年3月31日	越喜来中学校 PTA会長	

平成27年度 大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会委員名簿

委員区分	氏名	任期	所属及び役職等	備考
団体代表	千田尚順	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡市民運動推進協議会長	
	刈谷喜記	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡市地区公民館連絡協議会 副会長	
	新沼眞作	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会 副会長	
	新沼邦夫	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡商工会議所 常務理事	副委員長
	三浦英和	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	一般社団法人大船渡青年会議所 理事長	
	谷山誠志	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡市スポーツ少年団本部 本部長	
	佐々木好子	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡市地域婦人団体連絡協議会 副会長	
	佐々木美穂	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡保育会長 末崎保育園長	
	菅原優子	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	学校法人東北カトリック学園海の星幼稚園長	
	金桂	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	気仙地区学童保育連絡協議会 放課後児童クラブさくらりっこ 会長	
保護者代表	小原勝午	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡市PTA連合会 会長 第一中学校 PTA会長	
	植木真美	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡市PTA連合会 副会長 綾里小学校 PTA副会長	
	石川利宏	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡市PTA連合会 副会長 越喜来小学校 PTA会長	
	鈴木優里	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡市PTA連合会 副会長 末崎小学校 PTA副会長	
学校関係者	鈴木一司	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	大船渡市小中学校長会長 大船渡小学校長	
	小松伸也	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	気仙地区中学校長会長 大船渡市立第一中学校長	
	村上洋子	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	日頃市中学校長	
学識経験者	今野龍雄	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	元教員	委員長
	泉田和男	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	元教員	
	菊池優	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	岩手県立大船渡高等学校長	
	東堅市	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	前吉浜地区公民館長	
	今野忠太郎	平成27年6月30日 ～ 平成28年3月31日	蛸ノ浦地区公民館長	

大船渡市小・中学校適正規模等検討委員会 審議経過

No.	月 日	項 目	内 容
-----	-----	-----	-----

【26年度】

1	平成26年10月6日	設置要綱	設置要綱策定
2	平成26年10月27日	委員委嘱	委嘱状交付 21名 任期 27年3月31日
3	平成26年10月27日	委員会	26年度第1回検討委員会開催 ・委嘱状交付 ・検討依頼事項の説明 ・市立小中学校の現状説明
4	平成27年1月27日	委員会	26年度第2回検討委員会開催 ・学校視察及び学校長意見交換 大船渡中学校、吉浜中学校、猪川小学校 日頃市小学校、北部学校給食センター ・学校現場について質疑・意見交換
5	平成27年3月18日	委員会	26年度第3回検討委員会開催 ・市内小中学校視察結果について ・公立小中学校適正規模・適正配置に関する 手引きに係る意見交換

【27年度】

6	平成27年5月8日	広報	広報大船渡5月8日号へ、小中学校規模適正化についての記事を掲載
7	平成27年6月30日	委員委嘱	委嘱状交付 22名 任期 28年3月31日
8	平成27年6月30日	委員会	27年度第1回検討委員会開催 ・委嘱状交付 ・委員会設置経過及び26年度検討経過の説明 ・他市の適正規模検討状況説明 ・意見交換
9	平成27年8月28日	委員会	27年度第2回検討委員会開催 ・授業見学及び学校長意見交換 日頃市中学校、立根小学校、北部学校給食センター ・学校現場について質疑・意見交換 ・適正配置基本方針素案作成に向けた意見交換
10	平成27年10月30日	委員会	27年度第3回検討委員会開催 ・第1次提言書(素案)協議 修正
11	平成27年11月12日	委員会	27年度第4回検討委員会開催 ・第1次提言書(案)協議・修正 ・第1次提言書提出

写

大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会 第一次提言
～適正規模等基本方針の策定にむけて～

〔平成 27 年 11 月 12 日〕

大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会

・・・ 目次 ・・・

I	はじめに	・・・	1
II	現状分析	・・・	1
	1 児童・生徒の推移		
	2 学校規模・配置の現状と今後の推移予測		
III	審議経過	・・・	5
	1 審議要旨		
	2 論点整理		
IV	小・中学校適正規模・適正配置の考え方	・・・	5
	1 学校規模等の基本的な考え方		
	2 成長期における切磋琢磨の必要性		
	3 教育を受ける機会の均等と小規模校のメリット・デメリット		
	4 学区割と遠距離通学		
	5 地域における学校の位置づけ		
V	小・中学校適正規模・適正配置基本方針提言	・・・	7

I はじめに

大船渡市立小・中学校適正規模等検討委員会は、平成 26 年 10 月 27 日に大船渡市教育委員会教育長より、大船渡市立小・中学校の規模及び配置に関する基本的な考え方並びに適正化に向けた具体的方策について調査・検討を依頼され、平成 26、27 年度の 2 ヶ年で計 7 回にわたって審議を行ってきたところです。

このたび、依頼項目のうち、小・中学校規模及び配置に関する基本的な考え方について取りまとめましたので、第一次提言書として報告いたします。

大船渡市及び大船渡市教育委員会においては、今後の学校教育における教育環境の整備と児童生徒の教育の機会均等など、子ども達の健やかな成長に資するための市の政策や基本方針を策定するうえで、本提言を十分に考察して、反映させていただきたいと考えております。

II 現状分析

審議にあたり、現在の児童生徒数等について状況を把握した。

1 児童・生徒の推移

■ これまでの推移

	H13	H16	H19	H22	H23	H24	H25	H26	H27
児童	2,810	2,610	2,386	2,044	1,922	1,788	1,739	1,649	1,621
生徒	1,433	1,415	1,326	1,230	1,181	1,120	1,075	1,029	950
合計	4,243	4,025	3,712	3,274	3,103	2,908	2,814	2,678	2,571
増減	-	△ 218	△ 313	△ 438	△ 171	△ 195	△ 94	△ 136	△ 107

※各年度 5 月 1 日現在。出典：学校基本調査。

※増減は前年数値（H16、H19、H22 は 3 年前数値）との差。減の場合は△で表示。

■ 今後の見通し

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
児童	1,621	1,569	1,525	1,501	1,470	1,434
生徒	950	925	880	845	822	782
合計	2,571	2,494	2,405	2,346	2,292	2,216
増減	-	△ 77	△ 89	△ 59	△ 54	△ 76

※平成 27 年度学校教育課推計数値。

2 学校規模・配置の現状と今後の推移予測

■ 平成 27 年度学校規模

		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計
盛小	児童数	29	24	28	20	22	22	145
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
大船渡小	児童数	23	25	32	25	27	43	175
	学級数	1	1	1	1	1	2	7
末崎小	児童数	20	24	22	23	33	31	153
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
赤崎小	児童数	13	11	14	5	15	18	76
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
蛸ノ浦小	児童数	7	5	6	12	9	8	47
	学級数	1	1	1	1	1	1	4
猪川小	児童数	49	50	49	62	52	51	313
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
立根小	児童数	40	20	27	36	42	44	209
	学級数	2	1	1	2	2	2	10
日頃市小	児童数	10	13	9	13	13	9	67
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
大船渡北小	児童数	21	34	44	26	21	21	167
	学級数	1	2	2	1	1	1	8
綾里小	児童数	19	15	17	13	25	20	109
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
越喜来小	児童数	15	16	12	18	13	18	92
	学級数	1	1	1	1	1	1	6

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
吉浜小	児童数	8	13	12	7	18	10	68
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
小学校計	児童数	254	250	272	260	290	295	1,621
	学級数	14	13	14	14	13	15	83
第一中	生徒数	111	126	118	/			355
	学級数	4	4	4				12
大船渡中	生徒数	70	85	73				228
	学級数	2	3	3				8
末崎中	生徒数	34	25	30				89
	学級数	1	1	1				3
赤崎中	生徒数	21	31	41				93
	学級数	1	1	2				4
日頃市中	生徒数	9	16	12				37
	学級数	1	1	1				3
綾里中	生徒数	22	20	19				61
	学級数	1	1	1				3
越喜来中	生徒数	18	22	17				57
	学級数	1	1	1				3
吉浜中	生徒数	10	10	10				30
	学級数	1	1	1				3
中学校計	生徒数	295	335	320				950
	学級数	12	13	14	39			

※平成 27 年度学校基本調査

※蛸ノ浦小学校の学級数のうち複式学級となる 2・3 年は 3 年に、5・6 年は 6 年に含めて集計。

■ 学校規模推移予測

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
盛小	児童数	145	137	134	128	131	134	125
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
大船渡小	児童数	175	157	158	145	131	124	127
	学級数	7	6	6	6	6	6	6
末崎小	児童数	153	147	131	136	131	124	132
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
赤崎小	児童数	76	70	71	77	76	73	65
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
蛸ノ浦小	児童数	47	44	43	36	39	41	44
	学級数	4	5	4	4	4	4	4

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
猪川小	児童数	313	318	318	310	311	305	324
	学級数	12	12	12	12	12	12	12
立根小	児童数	209	194	173	171	170	174	157
	学級数	10	8	7	7	6	6	6
日頃市小	児童数	67	70	69	66	66	61	57
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
大船渡北小	児童数	167	177	186	192	178	166	171
	学級数	8	7	7	7	6	6	6
綾里小	児童数	109	102	94	99	93	90	90
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
越喜来小	児童数	92	88	89	87	91	95	87
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
吉浜小	児童数	68	65	59	54	53	47	44
	学級数	6	6	5	5	4	4	5
小学校計	児童数	1,621	1,569	1,525	1,501	1,470	1,434	1,423
	学級数	83	80	77	77	74	74	75
第一中	生徒数	355	354	344	351	338	316	316
	学級数	12	11	10	10	9	9	10
大船渡中	生徒数	228	219	182	163	175	186	179
	学級数	8	7	6	6	6	7	6
末崎中	生徒数	89	90	98	87	78	69	66
	学級数	3	3	3	3	3	3	3
赤崎中	生徒数	93	78	71	67	61	53	56
	学級数	4	4	3	3	3	3	3
日頃市中	生徒数	37	34	31	35	35	35	32
	学級数	3	3	3	3	3	3	3
綾里中	生徒数	61	62	67	58	55	45	51
	学級数	3	3	3	3	3	3	3
越喜来中	生徒数	57	58	49	49	43	46	43
	学級数	3	3	3	3	3	3	3
吉浜中	生徒数	30	30	38	35	37	32	33
	学級数	3	3	3	3	3	3	3
中学校計	生徒数	950	925	880	845	822	782	776
	学級数	39	37	34	34	33	34	34

※平成27年度学校教育課児童生徒数推計による学校規模の推測。

Ⅲ 審議経過

1 審議要旨

平成 26 年度には、児童生徒の減少が続く現状の確認や、規模別の学校の視察を通じて児童生徒の多寡によるさまざまな影響等を検証し、議論を重ねた。

平成 27 年度は、前年度の討論を踏まえつつ、一部の委員が交代したことを受けて前年度とは別の学校の授業の様子を視察し、学校規模等適正化の必要性について再確認しながら継続して議論を重ねた。

【平成 26 年度】

- | | |
|----------|--|
| 第 1 回委員会 | ・ 検討依頼事項の説明と適正規模検討の必要性の確認
・ 市内小中学校の現状確認・意見交換 |
| 第 2 回委員会 | ・ 学校視察 大船渡中学校、吉浜中学校
猪川小学校、日頃市小学校
・ 教職員等からの聞き取り調査 |
| 第 3 回委員会 | ・ 視察を踏まえての討議、意見交換
・ 国の学校適正規模・適正配置の手引きの検証 |

【平成 27 年度】

- | | |
|----------|--|
| 第 1 回委員会 | ・ 26 年度までの審議内容確認
・ 他市の適正規模検討状況確認・意見交換 |
| 第 2 回委員会 | ・ 学校視察 日頃市中学校、立根小学校
・ 教職員等からの聞き取り調査
・ 第一次提言に向けた全体討議・意見交換 |
| 第 3 回委員会 | ・ 第一次提言(素案)の討議・意見交換・修正 |
| 第 4 回委員会 | ・ 第一次提言(案)の討議、承認
・ 第一次提言の提示 |

2 論点整理

議論を通じて、学校規模適正化に向けた論点を次のとおり整理した。

- 学校規模等の基本的な考え方。
- 成長期における集団での切磋琢磨の必要性。
- 教育を受ける機会の均等と小規模校のメリット・デメリット。
- 学区割と遠距離通学。
- 地域における学校の位置づけ。

Ⅳ 小・中学校適正規模・適正配置の考え方

論点に基づき、学校の適正規模・適正配置の考え方を次のとおり整理した。

1 学校規模等の基本的な考え方

- (1) 義務教育段階での児童生徒は、自我の形成や身体的成長度の違い、授業形態の相違や多様な集団行動の増大など、小学生と中学生の違いにより集団としての意味が異なると捉えるべきものであることから、小学校と中学校の規模はその考え方を分けて検討する必要がある

ある。

- (2) 小学生は、幼児からの成長過程である年代も含まれ、思考能力や社会への順応性等が育まれる時期であるため、地域での見守りなど地域の生活環境も重要である。
- (3) 中学生は、社会に参加する機会が増え、集団活動の増大と多様な人間関係の形成時期にあたることから、広く多くの人との関係性をもつことが重要である。

2 成長期における集団での切磋琢磨の必要性

- (1) 成長期において集団の中で切磋琢磨することは、社会性や連帯意識を育むとともに、健全やかな人間形成に資するものと考えられるので、学校規模を考える上では一定程度の集団が必要である。
- (2) 特に中学校においては、対人関係の広がりや社会性の形成など、多様な生活環境が求められることや、部活動の選択性や、自主性に基づく本格的な集団行動への取り組みなどがあり、まとまった人数が必要である。

3 教育を受ける機会の均等と小規模校のメリット・デメリット

- (1) 小規模校においては、教職員の受け持つ児童生徒数が少ないことから一人ひとりに目が行き届く丁寧な指導が期待でき、生徒指導や学習の遅れが見られる児童生徒に対しても、担任だけではなく複数の教職員の協力を得られやすい環境にある。
- (2) 小規模校では、保護者や地域の方々の協力を得るなど、全校での取り組み、地域での取り組みが活発で、地域に密着した社会性を育む機会に恵まれた教育が進められている。
- (3) 児童生徒が少なくなることは、人間関係が固定化し、同年代の多種多様な考え方に接する機会が少なくなるほか、部活動の制限、児童生徒間のトラブルの解決が難しくなるなどの懸念がある。
- (4) 複式学級の場合は、複数学年の異なる内容を同時に進める授業となり、自主学习を取り入れた学習活動が多くなって、児童生徒、教職員共に授業での負担が大きくなる。
- (5) 中学校では教科担任による授業が行われているが、小規模校の場合、教科によっては専門の教職員が配置されないため、免許外資格による授業となることがあり、専門性の質的均等が損なわれることとなる。

4 学区割と遠距離通学

- (1) 学区は、現在の区割りを基本とする。
- (2) 小学生で4km以上、中学生で6km以上の通学距離は遠距離通学と定め、通学手段を検討する目安とする。
- (3) 学校規模適正化を図る等の理由で学校統合を行う場合に、通学手段については、通学距離、通学時間、地理的要因なども踏まえた検討・対応が必要である。

5 地域における学校の位置づけ

- (1) 小中学校は、地域においてはコミュニティの中心を担う、重要な施設である。
- (2) 人口減少とともに少子化が進む当市においては、市あるいは地域全体で子どもを育てるという意識を高く持ち、地域と学校、保護者との連携を図ることが必要である。

- (3) 学校は、地域に支えられ地域の協力のもとに成り立っている面があることを認識し、統合等の措置が取られた場合であっても、地域の特性を生かした新しい形の学校運営を工夫することが必要である。

V 小・中学校適正規模・適正配置基本方針提言

これまでの議論を踏まえ、検討委員会では大船渡市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針について、次のとおり提言する。

- 1 標準的な学校規模は、小中学校とも 12 学級から 18 学級であるが、当市では児童生徒の減少からこれを確保することは困難であると認められるため、11 学級以下の小規模校であっても、地理的要因等を考慮して存続させることはやむを得ないものと位置づける。
- 2 小学校の学校規模は、原則として各学年 1 学級以上を目指し、複式学級の措置は可能な限り行わないよう努める。また複式学級となる可能性が高い学校は、近隣の学校との統合を視野に入れた検討を行う。
- 3 中学校は、成長期における人や社会との関わり方、学習形態の多様性等から、一定程度の集団を形成して切磋琢磨することが重要であり、各学年 2 学級以上を基本とし学級編制が可能な体制を整えるよう努める。
- 4 遠距離通学区域においては、交通手段の確保や保護者への支援に努める。
- 5 小中学校とも適正規模確保のため統合を検討する際は、保護者、地域住民への説明を丁寧に行い理解を得るよう努める。
- 6 複数の複式学級の措置など、児童生徒が極端に少なくなる場合には、教育を受ける機会の均等を重視し、児童生徒にとって最良の教育環境が整えられるよう努める。
- 7 複式学級とならない場合においても、一定程度の集団を形成することで教育環境に良い影響が与えられ、保護者や地域の理解が得られると判断される場合は、積極的な学校統合を推進する。